

【武蔵野大学 法学研究所
シンポジウム】高齢者法のカリキュラムと実務家教
員の活躍の可能性：
これからの『高齢者法学』の確立を目指して

メタデータ	言語: ja 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2023-10-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 眞朗, 関, 心佐子, 根本, 雄司, 高橋, 文郎, 岡本, 祐樹, 樋口, 範雄, 金, 安妮 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000038

武蔵野大学 法学研究所 シンポジウム

高齢者法のカリキュラムと 実務家教員の活躍の可能性

— これからの『高齢者法学』の確立を目指して —

(本稿は 2023 年 3 月 7 日に開催されたシンポジウムの記録である)

金 ただ今より、本日のシンポジウム、『高齢者法のカリキュラムと実務家教員の活躍の可能性』を開始いたします。開会にあたりまして、まずは本シンポジウムの実施責任者でいらっしゃいます、本学特任教授の樋口範雄先生より一言を頂戴したく存じます。樋口先生、よろしく願いいたします。

樋口 樋口と申します。一言だけ、きょうのスケジュールというのを確認しておこうと思います。そこにありますように、今回は、われわれは超高齢社会に生きているわけですが、その中で高齢者学とか、高齢者法といわれるものが十分に発展してきていない。それをどう考えたらいいかということ、実務家の方と一緒に考えてみるという企画をいたしました。まず、本学の池田眞朗先生にきょうの課題というのを明らかにしていただいた上で、基調講演としてこの分野の先駆者である横浜国立大学の関さんからお話をいただき、それから各士業、もちろんいわゆる士業は多数の種類がありますから、他にも士業の方がいらっしゃるんですが、今回はこの三つの士業、弁護士・司法書士・行政書士の方に、25分から30分程度、それぞれのご経験とかこういう問題に対するパースペクティブというのか、見方というのを教えていただきたいと思います。

オンラインという形ですけれども、こういうハイフレックスで会議をやるのは、実は、私自身は初めてなんですけれども、こういう形で本当にうまくやれるといいなと思っております。オンラインで参加してくださった方にも深く感謝して、早速、きょうのシンポジウムを始めたいと思います。まずは、池田さんからお願いいたします。

金 樋口先生、ありがとうございます。ごあいさつが遅れてしまいましたが、私は、本日の司会を務めさせていただきます、法学部准教授の金安妮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速ですけれども、本学法学研究所長、池田眞朗先生よりご講演をたまわりたく存じます。ご講演のタイトルは、『高齢者法学における研究者教員と実務家教員の協働』です。池田先生、よろしくお願いいたします。

池田 ただ今ご紹介にあずかりました、武蔵野大学の法学研究所長および大学院法学研究科長をしております池田眞朗でございます。本日はこの会場と、また Zoom での多数のご参加をいただき誠にありがとうございます。主催者として開会のご挨拶と、本シンポジウムの説明をさせていただきます、というのが紋切り型の申し上げ方ではありますが、本日の私の立場はもう少し深いところがございます。タイトルに問題設定、『高齢者法学における研究者教員と実務家教員の協働』と書かせていただきました。私は、武蔵野大学法学研究所が担当しております、文部科学省の補助金を得た実務家教員、COE プロジェクトの本学の実施責任者をしてまいりました。本日のシンポジウムは、中身は全て樋口範雄教授の設計によるものでありますけれども、私はいわばスポンサーであり、仕掛け人であるという立場でございます。何に私が注目をしたのか、なぜ私が、つまり武蔵野大学が、本日このシンポジウムを行うのかという辺りからお話をさせていただきたいと思います。

その一番の理由は、本学には人があり、実績があるということでもあります。2017年に樋口先生に本学特任教授にご就任をいただく際に、私は大学院ではなく法学部法律学科に高齢化社会と法という授業をつくりまして、ご担当をお願いいたしました。高齢者法の授業というのは、本日ご講演をいただきます、関ふ佐子先生が2003年からおやりになり、樋口先生も東京大学で2013年からお持ちになったと伺っておりますが、全国的にはまだ少数と思います。樋口先生が東京大学で創設に加わられた高齢社会総合研究機構でも、大学院教育プログラムとして始められたと伺っております。法科大学院では、関先生が横浜国立大学で2004年から既に実施をしておられます。最近では、例えば、慶應義塾大学の法科大学院が2021年度に高齢者法を始められたということではありますが、わが武蔵野は2017年からもう6年の法学部法律学科での実績を持っておるといふわけでもあります。

さらに研究面では、2021年3月に法学研究科博士後期課程開設記念3連続オンラインフォーラムの第3回として、『高齢者とビジネスと法』を開催いたしましたして、その記録を武蔵野法学第15号に収録をいたしました。また、そこで提案されました一つの実践イベントとしての還暦式のアイデアを古稀式に改めて実施しようと考えました。そして、2022年3月に『高齢者学から実践へ』というシンポジウムを、本学のしあわせ研究所と共同で開催いたしましたして、その知見を基に2022年9月に西東京のキャンパスで、産官学連携の古稀式という、実践イベントの開催につなげたわけでもあります。これは、本日は詳しくはお話しできませんが、いわゆるジェロントロジー、高齢者問題、全体に向き合って、特に法やルールという観点を立てたわけではない、最近まで老人学と呼ばれて、樋口先生がそれを高齢者学と訳しておられるものに関する実践イベントであったわけでもあります。

これにつきましては、先ほどお話しした本学シンポジウムの記録と、この古稀式の記録を合体させた形で、『しあわせの高齢者学』という本が、このたび弘文堂から出版されました。今、私がお見せしているものであります。

この本については、後ほどまた樋口先生からご説明もあろうかと思いますが、奥付では3月15日初版、樋口恵子さんと秋山弘子先生と樋口範雄先生の共著の形になっております。これは本当に面白くて分かりやすい、インパクトのあるいい本です。ご一読をお勧めしますが、本日は高齢者学の中から、いわば、ルールという観点を抜き出した高齢者法学について、それを確立、普及させるためのシンポジウムとご理解いただきたいと思います。

それで現代では、世界的に高齢者のさまざまな問題の解決が喫緊の課題となってきたわけですが、高齢者法学というものは、わが国ではまだ世の中に広く認知されるに至っておりません。高齢者法をきちんと教えている大学は、なお少ない。そして、実際の高齢者に対するケアや、高齢者のためのルール作り等を考えますと、この分野では、いわゆる士業のかたがたのお働きが非常に大きい。ということは、この高齢者法は大学の既存の科目の研究者だけでは到底対処できない問題である。それであれば、弁護士、司法書士、行政書士等々の、士業の皆さまの実際の関わりをこの機会に伺って、その知見を高齢者法学に取り込むだけではなく、実際に高齢者法の授業をする際に実務家教員として教壇に立つ、そういうお役目を担っていただくことを検討してみたい。

そのためには、まずは高齢者法学の第一人者の関先生に、カリキュラムのところから、構築のところからお話をいただいて、それを基に、士業の皆さんからご報告をいただく。この辺りの先行業績としては、樋口先生と関先生の共編の、『高齢者法：長寿社会の法の基礎』、東京大学出版会の2019年のこの本ですね。こういうものがあるかと思いますが、まだ数が少なく、カリキュラムなどにまで言及しているものはちょっと見当たりません。そして、さらに、高齢者法学、先進国といわれるアメリカの研究者の方から現状のお話をいただく。これに関しては、本日は、北海道大学名誉教授の吉田克己先生を研究代表者とする科研費のプログラムとタイアップをさせていただいているというのが、本シンポジウムの流れということに

なります。

ただ、以上のご説明は一見、分かりやすいんですけども、実はまだ足りないんですね。ここではもう一步深めて、なぜ、法学研究科ビジネス法務専攻を開いているこの武蔵野大学が、このシンポジウムを行うのかということをお話ししたいと思います。本学は、教育機関としては来年度に創立100年を迎えますが、法学部は文字通り新興でございます、2014年に教育面では、マジョリティーの学生のためのルール作り教育というものを標榜する、新しい法学部を開設いたしました。私はその開設の責任者であります。その後、大学院法学研究科をビジネス法務専攻として、修士課程を2018年に開設し、博士後期課程は2021年に開設しております。

ここでご留意いただきたいのは、私どもは大学院を創設する際に、いわゆる研究者養成の法学研究科ではなく、そして、法曹養成の法務研究科でももちろんなく、第三の道として、ビジネス法務およびビジネス法務学の専門家を養成するビジネス法務専攻というものを選択したことであります。このビジネス法務学自体が途上でありまして、私どもはその確立に努力をしている途中、最中なのですけれども、法律学とビジネス法務学は違います。

端的に申し上げますと、法律の立法や解釈だけではビジネス法務は動きません。私自身、行動立法学というものを提唱して、解釈学偏重といわれる旧来の法律学に、いわば反省を促しているところなのですけれども、ビジネス法務学は、世の中の動きを総合的に把握して初めて進展するものでありまして、学問的には経営学、経済学、商学、会計学、社会学、公共政策学などの理解の上に成り立つものであります。そして、わが法学研究科は、金融法務学、高齢者法学、それから、『SDGs・ESGとビジネス法務学』というこの三つを3本の柱として、わが国の研究拠点になることを目指しております。

1本目の柱の金融法務学につきましては、先週2月28日に、このテーマでの3回目のシンポジウムを行いまして、ABLから事業成長担保権へとい

うテーマで話をしたのですけれども。2本目の柱がきょうのシンポジウムで、3本目がこの3月末に出版する本研究所叢書、『SDGs・ESGとビジネス法務学』というこの本でお示しをすることになります。

そこで皆さんには、武蔵野の大学院法学研究科ビジネス法務専攻がこの三つを、重点研究課題に選んだ理由を考えていただきたいのであります。金融法務学、高齢者法学、SDGs・ESGとビジネス法務学、実はこの三つとも、動態把握型、課題解決型、ルール作り型の分野なんです。また、この三つとも、少なくともわが国ではそういう名前の法律はありません。金融法という名前の法律はありません。金融は取引社会の血液と呼ばれるもので、それに関わる法律も総体が金融法と呼ばれる。高齢者法も、またしかりであります。SDGs法などというのは、そういう言い方さえまだないくらいですが、今後そういうカテゴライズがされてきた場合も同じことになろうかと思えます。

一方、既存の法律学というのは、出来上がっているルールを研究し、教える学問になってしまっている。これに対してビジネス法務学は、動態を把握して課題を解決し、新たなルールを作っていく学問である。われわれはこういう視点での、ビジネス法務学の確立を目指しているわけでありませう。従って、そこでは既存の、いわゆる研究者教員ではできないことがたくさんあります。つまり、既存の法律学の研究者は、自分もその一人としてこう言うのもなんです、法分野ごとの縦割りになっておりまして、しかも、出来上がっているルールの解釈を中心に研究をしてきている。解釈学偏重の学問をしてきた人には、動態把握、課題解決、新しいルール作りというものがなかなかできない。だからこそ、実務家および実務家教員、あるいは二刀流の実務家研究者の存在というものが必須になるわけでありませう。それで、きょうのシンポジウムというわけだ。

私は、高齢者法学と呼ばれるものは、まさにこの動態把握、課題解決、新しいルール作り、これらを追求するものであろうというふうに理解をしております。実際、専門が高齢者法ですとおっしゃられる先生がたはまだ

少ないです。先導者としての第一人者が、これから基本講演をしていただく、関ふ佐子先生でいらっしゃいますし、それから、英米法、代理法、信託法、医事法という、今にして思えば、高齢者法学のエッセンスの部分をお一人で専門分野として持ち、これらを統合して高齢者法学を組み立てられたという意味での第一人者が、樋口先生というわけであります。

そして、先ほど触れました、いわゆるジェロントロジーの第一人者が、秋山弘子先生というところかと思えます。他にもお名前を挙げるべき先駆者、先導者の方がおられますが、高齢者法学に今必要なのは、その確立、普及。そして、それを教え、伝える人たちの再生産であろうかと思えます。その点で言えば、私どもは2019年からこの実務家教員COEプロジェクトというもので、もっぱら大学、大学院レベルの実務家教員養成をテーマとして担当して、研究をいたしまして、既に2冊の報告書代わりの本を出しております。ここに今、お見せしますが、1冊目、2冊目ということで、この『ビジネス法務教育と実務家教員の養成』という形で本を出しておりますが、3冊目の本、これがきょう、見本でありますけれども、3月末出版予定であります、『実務家教員の養成』。副題が『ビジネス法務教育から多分野への展開』ということで、この本の中で、既に今印刷段階なんですけれども、本日のシンポジウムの予告を書かせていただいております。ですから、これが出ましたら、またお目に掛けられればと思えます。

以上の次第で、学問の本質的なところで、深い意味において、高齢者法学においては、研究者教員と実務家教員の協働が必然的に必要になるはずだと。これが本日のシンポジウムの問題設定の心であります。ご参加の皆さまには、ぜひそのような趣旨をご理解の上、本日の各講演、報告をお聞き取りいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

金 池田先生、ありがとうございました。それでは続きまして、横浜国立

大学教授、関ふ佐子先生より、本日のシンポジウムの基調講演をたまわりたく存じます。ご講演のタイトルは、『高齢者法のカリキュラムの模索』です。関先生、よろしく願いいたします。

関 皆さん、こんにちは。横浜国立大学の関と申します。本日は、武蔵野大学でこのようなシンポジウムを開いてくださり、本当にありがとうございます。高齢者法を研究してきたなかで、先ほど池田先生がお話しされたような、実務家と研究者が一緒になってこの分野を確立していくことの重要性を長らく唱えておりました。ですが、なかなかそういった考えが広く受け入れられることもないまま年月が経ってしまいましたので、このような形でその意義を考え、シンポジウムを開いてくださったことを嬉しく思っております。本日が、日本における高齢者法学の一步となるようなシンポジウムになればと願っております。

特に、高齢者法の講義に着目するということですが、どのような講義をしたらいいのかということについて話し合う場はこれまでありませんでした。それぞれが、どうしたらいいのか、私自身も何をどう教えていったらいいのかと、20年余り模索しております。途中から樋口先生とご一緒させていただき、先生に引っ張っていただいて本を出版したりしました。研究会や学会の場により、様々なことが見えてきたわけですが、この分野は、まだ関わる研究者や実務家が少ないため、特に実務家の方々にこの分野に入っていただければと、切に願っております。

また、武蔵野大学では、先ほどご紹介いただいた本の出版記念として、2019年に『令和時代の高齢者社会と法のあり方を考える』というシンポジウムが開かれました。来校するのはそれ以来となりますが、本日も楽しい時間になればと思っております。

本日は、高齢者法でどのようなことを教えてきたのか、横浜国立大学で何を講義したのかという点を、実際の講義のレジюмеも使いながらお話を

するというのがテーマの一つです。さらに、様々な場面で問われていることですが、高齢者法が学問として必要なのかということについても、講義で学生と一緒に検討する内容でもあり、後半で考えていきたいと思っています。

私の講義は、大学院ということもあり、大人数よりも小人数のゼミ形式が多いため、最近では、高齢者法の理念は何だろうといったことを議論しております。そこで、実際に講義で使う教材もご覧いただきながら、高齢者法という学問の研究としての意義についても少しお話ができればと思っています。では、後半の部分に向けて、最初に少し問題提起をしておきます。これを頭の片隅におきながら、前半の部分をお聞きください。

高齢者というのは働かなくていい人たちなのではないでしょうか、どうでしょう。講義でも聞きますが、皆さんはどう思われますか。生活保護法の4条には、生活保護の受給要件として、例えば資産がある、家族が扶養してくれる、働く能力があるといった人たちは受給できないといったことが書かれています。そこに年齢は書いてないのですが、65歳になると、働けたとしても生活保護を受給できる、というのが今の実務です。

65歳といったら、ここにも65歳以上の方々がたくさんいらして、ばりばり働いていらっしゃる。にもかかわらず、お金がないから生活保護を受給したいと言ったときに、働かずとも生活保護を受給できます。例えば障害者だったら、働けたら働いてくださいと言われますが、なぜ年を取ると働かなくていいと多くの方が思うのでしょうか。なぜ思うのだろうか、というこの素朴な疑問を解決したいと思い、研究を続けてきました。例えば、生活保護を受給しながらボランティア活動をすることも高齢者は許されるわけです。まだ65歳ではない私には許されません。

こういった点や、高齢者ということで特有の配慮は何か必要なのだろうかという点を、講義でも学生と一緒に考えております。例えば、私も指先がかさかさになり、iPadなどが使いづらくなってきて、タッチペンを使う

ようになりました。また、年を取ると、だんだん青色と黒色の見分けがつきにくくなったり、身体にいろいろな加齢の影響が出てきたりします。そうしたことに、しっかり配慮した職場があれば、70 歳でも 75 歳でも働きやすいのではないのでしょうか。そうしたことを考えた上で、安全工学といった他の分野の知見も取り入れながら、労働法の法規制も考えていくべきではないかと考えております。それを後半で、少し皆さんにも伺いたいと思います。そして、高齢者への配慮内容を考えるために、高齢者は一体どのような人たちなのだろう、ということも学生とも検討しております。



ひと休みとして、話はそれます。「人生 100 年時代」と政府も言っておりますが、その前から、将来的な予測としては 100 歳まで生きようになるだろうし、そういう時代をどうしたらいいかと問題提起してきました。しかし、なかなかそれが伝わらない。特に若い人たちは実感できないので、実感してもらうために、渋谷ヒカリエというポップな場所でイベントをしてはどうかと、アーティストと高校生と研究者とでコラボして、展覧会をおこなったことがあります。そのときに展示したこの写真の方は、100 歳の

高齢者で、笑顔がとても素敵です。この方は、5段階の上から2番目の要介護4と要介護度の重い方で、ご自分で食事も難しい方です。でも、アーティストが創ったドレスを着て、メイクをして、マニキュアを塗ったら、こんな素敵な笑顔を向けてくださりました。この写真に、これからの社会の一つのヒントがあるのではないかと思います紹介させていただきました。

さて、研究者と実務家の連携が大切な高齢者法という法分野の説明ともなりますので、まず私自身がどのように研究を進めてきたのか、自己紹介をさせていただきます。ピッツバーグ大学のローレンス・フロリック先生は、この分野をアメリカで立ち上げた第一人者です。その下で、1999年から客員研究員として高齢者法を勉強し始めました。博士論文なども高齢者法の視点から書き、学会や研究会で報告をし、ALSというアメリカのロースクールが集まった総会のエージング・アンド・ロー部会でも報告をさせていただきました。日本では、社会保障法学会のシンポジウムなどで高齢者法について問題提起をさせていただいております。

先ほど池田先生から、法解釈学が中心の分野では高齢者法への理解が深まらないのではないかとのお話がありましたが、もしかして、私がこの分野に親和的だったのは、社会保障法の研究者だからかもしれません。社会保障法は法解釈に加えて、立法政策を研究する部分が大きく、どのような法律を作っていくと良いかを日々考えています。法学にとどまらず、老年学や経済学など、いろいろな研究者と話をしながら、新しい法制度をどのようにしたらいいのかを考えている点が、もしかすると高齢者法に近かったのかもしれない。

大学院に入った修士課程から、高齢者をめぐる法的課題に関心をもち、2014年には高齢者法研究会を立ち上げました。本日、実務家でお話しいただく根本さんにも研究会にご参加いただいております。もともとアメリカでも、実務家と研究者とが一緒になって高齢者法という法分野は発展して

きましたので、そのまねをしようと高齢者法研究会を立ち上げました。いろいろな実務家、社会福祉士、弁護士、行政にいた方などにご参加いただきながら研究をしております。研究会の様子は、高齢者法 Japan と HP で検索していただければ、ご覧いただくことができます。

こうして法学を中心に研究しておりましたが、この分野は法学だけではなく、別の分野の研究者ともつながることが重要だということに気づき、2019 年に YNU 成熟社会コンソーシアムという集まりをつくりました。ここでは、経営学、経済学、老年学、教育学、都市科学、安全工学など、様々な分野の研究者が集まって研究をしております。例えば、最近、力を入れているのは、コロナの高齢者施設への影響についての調査で、神奈川県高齢者福祉施設協議会と相談しながらアンケート調査を進めております。

私の場合は、どのような政策が必要かという観点から問題に取り組みますが、例えば、建築学を専門とされる先生と一緒に議論をしておりますと、トイレがこの配置だからコロナが広まりやすかったといった、私たちには見えない視点がいろいろと見えてきます。そういう意味で非常に勉強になっております。老年学の先生からは、年を取るというのはこういうことなのだ、ということをお教えいただいております。ということで、実務と、そして多分野と連携することが、高齢者法という法分野ではとても大切だと思っております。

次は、カリキュラムです。どのようなことを教えてきたのかを話します。2003 年に横浜国立大学の大学院で高齢者法という講義を始め、ロースクールが立ち上がった翌年に、ロースクールでも高齢者法を教えました。私は研究者として高齢者法という講義を受け持ちましたが、他に実務家の先生による、実務高齢者障害者問題という講義も同時に開かれました。輿石先生は、成年後見などについて社会福祉士などと連携しながら、神奈川県で先駆的に取り組んでいらっしゃる弁護士です。こうして、実務と研究者の

両方の観点から講義をしておりました。その後、残念ながら横浜国立大学のロースクールは閉じることになり、2021年からは一般の大学院で高齢者法研究を教えています。

その他、JICA 関係で途上国から学びに来ている学生が多いので、主に海外からの留学生を対象にした、Aging and Law を修士課程で教えています。それ以外にも、これは高齢者法に特化してはおりませんが、先ほど話した、YNU 成熟社会コンソーシアムの先生方と一緒に、「多様性を尊重する成熟社会とその基盤」という講義を開いております。この授業では、年齢差別とは何だろうかといった点や、他の分野の先生と一緒に分野横断的な問題提起をして、多様性について考えたりしております。また、高齢社会の問題は地域の問題でもありますので、地域課題実習というゼミで、学部の学生と一緒に都会のマンション群でのコミュニティーづくりを实践するゼミをおこなっております。

そして、もう一つ面白かったのが、「成熟社会のシニアと仕事」をテーマとした、今年度の「変わりゆく社会と法」という講義です。これはリカレント教育として、主に学び直しをしたい方を対象に開講しました。高齢者雇用を促進している NPO が横浜国立大学にあり、その NPO の方たちと連携して講義の内容を考えました。例えば、高齢者を雇用されている中小企業の経営者の方に来ていただいて、高齢者雇用をどう可能としているのか、どういう点に課題があるのかといった点についてお話しいただきました。また、これ以外に放送大学でも「家族と高齢社会の法」について講義しております。

こうした、最近、関心をもって開いている講義で工夫している内容もそうなのですが、実務でどうなっているのか、実際何が課題なのかを考えないと、どういった政策がより良い高齢者の政策なのかが見えてきません。実務と連携しながら講義することで、高齢者雇用で言えば関連の判例などを取り上げるときも、より活きた事例として伝わるのかなと思っております。

す。

次に、講義で、具体的にどのような話をしているのかを説明します。例えば、大学院の講義で最初に高齢者法を教えた際には、「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」という政府の審議会のメンバーを務めていました。これは高齢社会対策大綱に基づき、日本の高齢社会対策の未来図を具体的に描く検討会でした。この報告書作りを学生と検討し、学生の意見を聞き、それを検討会での発言に反映させる形で、一緒に高齢社会の問題を考えました。もちろん高齢者法はどのような学問かといった話もしませんが、具体的な政策との関係で議論することを、大学院ではよくおこなっています。

ロースクールでは、高齢者法はこういう学問だと概説を述べるとともに、判例研究に一番力を割きました。高齢者に関係する長澤運輸事件や老齢加算の判決などを取り上げながら、高齢者にはどのような特別な課題があるのだろうかという点を考えました。Aging and Lawのクラスでは、各学生の出身国で高齢者がどのように扱われているのかということも聞きながら、英語で書かれた高齢者法の文献を読み議論しております。他にも、年齢差別、リカレント教育など、いくつかの論点をピックアップして講義しました。

もう少し詳しく、どのような講義をしているのかをお話しします。ロースクールでは、最初に、高齢者の相談者がどれくらい多いのかといった統計の話をしました。それから、相続、離婚、犯罪など、あらゆる相談に高齢者が絡んでくること、私の専門としている医療や介護の問題などでは、どのようなことが関係しているのかを説明します。高齢者法がアメリカで発展したということや、高齢者の人数が増えているなか、日本では様々な分野で取り扱っている法的課題を体系的・横断的に扱うのが高齢者法であるということなどの説明をして、勉強を進めていきます。

ところで、全国民を対象とした医療保障制度を作りにくいアメリカでも、

高齢者にはメディケアという医療保険があります。そこで、社会保障の役割をそれなりに鋭く問うアメリカでさえ、高齢者は他とは異なる扱いをされているのはなぜだろうということを学生と考えたりしております。そして、日本での高齢者法の発展の経緯を述べ、高齢者法というのは、実務家にとっていろいろと活躍の場が増える分野であることを説明します。これは、後ほどの実務家の方々のお話からも見えてくることかと思えます。

さらに、高齢者法を勉強するとこんなことがお得ですよという話を、弁護士志望の学生に話をしたりします。「高齢者法って儲かりますか」と聞かれたこともあります。儲からないかもしれませんが、課題はたくさんあると話します。高齢者法は、新しい分野を発展させられる法分野ですので、その面白さを話しております。また、先ほどお話ししたように、高齢者法研究会を主催しておりますので、それがどのような研究会であるかということをお話しています。関心のある学生が研究会に参加したり、ロースクールで勉強した学生が弁護士になって参加するなどして、高齢者法研究会は実務家の方々と一緒に研究する場となっております。

ということで、このような導入を最初に話すというのが、私の高齢者法の講義です。その後、ロースクールではいろいろな判例を勉強します。網羅的に高齢者をめぐる法的課題を全部講義していたら、それこそ1年間の講義でも収まりきれないぐらいたくさんのトピックがあります。それを全部押さえることはしていません。関心のありそうなトピックをピックアップし、高齢者法に関わる広範な法律問題は、自分で文献を読んで勉強してくださいという形をとっております。その年の学生の関心などによって内容を選んで考えるとともに、これから話す少し理論的な点、なぜ他の法分野とは別に高齢者法という法分野が必要なのか、といった点を一緒に考えるような講義を試みております。

次に、高齢者法は必要なのかという話をします。実務で必要だというこ

とについては、アメリカでは異論がないことだと思いますし、本日も士業の方々にお話しいただくように、高齢者法の実務における必要性というのは日本でも認識されつつあると思います。とはいえ、実務やロースクールでの講義としての必要性の議論などとは別に、このような研究分野が必要なのかという点は世界的に問われています。

最初に、いくつか私が参加したシンポジウムのことをお話しします。2018年、世界の高齢者法の研究者が集まり、高齢者法は必要なのかというシンポジウム”Elder Law and Its Discontents”が、テルアビブ大学（イスラエル）で開催されました。その際、高齢者法という法分野がなくとも、例えばジェンダー法、障害法、家族法、刑事法など、既存のいろいろな分野で確立した法理論、人権をめぐる議論などを当てはめれば、わざわざ高齢者に特化した法分野は必要ないのではないかと、それともやはり必要なのかということを議論しました。同様の議論は、海外だけでなく日本でも問われています。

ちょうど昨年秋に、樋口先生もコメントをされた、日本私法学会のシンポジウム『高齢者と民法』が開催され、そのときも民法の先生方から、高齢者法という法分野はなくとも民法があればいろいろな問題は対処できるのでは、という問題提起がなされました。私はその場におりませんでしたので、反論はできませんでしたが、私自身は高齢者法という法分野は必要であると思っています。高齢者法という視点から法的問題を扱うことで見えてくることも、考えられることもあるのではないのでしょうか。だからと言って、高齢者法特有の法理論が、今の世の中にあるかということ、実はまだ世界的にも模索の途中なのだと思います。そういう意味では、日本で高齢者法学が発展すれば、世界に先駆けて、面白い法理論を打ち出せるのではないかと考えております。

こうした点も学生に問題提起しており、本日最初に投げかけた問いから、これまで構築されてきた理論、年齢差別の禁止、ユニバーサルな保障など

について検討し、それらのみでは高齢者の尊厳が保障されないことがあるのでは、と問うております。他の分野、例えば障害法では、「合理的配慮」という考え方があり、子ども法では「子どもの最善の利益」というキーワードがあります。これによってその分野特有のいろいろな考えが発展しております。この点、まだ高齢者法ではこのようなキーとなる考えや理念がありませんので、何か考えられないかと悩んでおります。

冒頭の、高齢者は働かなくてよいのかという問題提起ですが、生活保護だけではなく、失業保険においても、高齢者の就労が若・中年者と同様の形で想定されておられません。具体的に話をしていきたいのですが、時間もありませんので問題提起だけしておきます。年金についても、その性質を年を取るともらえる「老齢年金」と捉えるのか、それとも、退職して仕事を失うともらえる「退職年金」と捉えるのか、その考え方が社会保障法学の中で定まっておられません。そこで、在職老齢年金制度という、働くと年金が減額される制度があります。年金受給者のタクシー運転手さんに話を聞きますと、勤務時間数を年金が減額されないように制限されている方が多いです。もし、年金制度の捉え方が、ある一定の年齢になったら支給する「老齢年金」に統一されれば、在職老齢年金制度はなくなるでしょう。ですが、退職したことによりお金がない人に支給するのが年金だという考え方も根強いです。これらのことを考えるにあたり、年齢、老齢とは何かということを考える意義はあると思っております。

先ほど触れた失業保険は、最近の改正でも高齢者は他の年代とは異なる給付が作られていて、高齢者は失業の対象と捉えられていないことが伺えます。生活保護もそうですが、働かなくとも受給できるこれらの制度の背景にある考え方が、年金の性質を問う上で参考になります。こんなことを、具体的に、生活保護、失業保険、年金などを題材に、学生に考えてもらう講義を行っております。

この他、年齢差別についても、障害者や女性に対する差別といった他の

差別と違いがあるのではないのでしょうか。平等を考えるときも、他の分野で考える平等と同じでしょうか。ここでは、高齢者はどう他と異なる人たちなのか問われます。障害法の医学モデルや社会モデルなども勉強しながら、老年学も参照し、高齢者の人間像を考え、こんな特徴があるということを考え、高齢者には特別な保障が必要なのかということ議論しております。遅々として進みませんが、こうしたみんなで考える講義をしております。本来であれば、他の講義内容も具体的にお話ししたいのですが、それは別の機会ということで、本日は終わります。

最後に、2011年に、日本は人口減少社会に転換しましたが、すごく長いスパンの200年や300年のスケールで人口のグラフを見ますと、今は歴史の大きな転換期です。こういう時代に私たちは生きており、今まで考えられていた法の枠組みを含めて、いろいろなことが以前と同じわけにはいかなないのではないのでしょうか。そこで、新しい社会や法理論を作っていくなければならないのではということの問題提起しながら、講義も進めております。本日はどうもありがとうございました。

金 関先生、ありがとうございました。続きまして、高齢者法学への後見、高齢者の課題、各士業の役割について、実務家の先生がたよりご提案およびコメントを頂戴したく存じます。最初にご登壇いただくのは、港大さん橋法律事務所弁護士、根本雄司先生です。根本先生、よろしく願いいたします。

根本 きょうは、貴重なお時間をいただいてありがとうございます。神奈川県弁護士会に所属しております、弁護士の根本と申します。私は、普段、いわゆる高齢者の方ですとか、障害者の方の後見ですとか、信託ですとか、そういったことを業務の一つにさせていただいております。先ほど関先生からも言及いただきましたが、横浜国立大学の高齢者法研究会にも参加さ

せていただいております、私自身にとっての高齢者法というものは何だろうかということ、今回こういった機会を頂戴して考えてみました。

一つは、普段どうしても弁護士というのは、目の前にいるクライアントのために働くのがまず一義でございますので、目の前の方のために、自分が何か働いているんだということは自覚があるわけですが、日々の業務というのが社会的な意義という観点で考えたときに、どういう自分の業務が、社会的にどういう意義があるのかということ、振り返りをさせていただいている場というのが、高齢者法なのかなと思っております。

高齢者法に対する一般的な弁護士のイメージということで少し考えてみたのですが、一言で申し上げますと、横串で当事者の立場から捉えている学問領域、と言えるのではないかと思います。きょう、池田先生はじめ、関先生の発表の中でもございましたが、研究者の先生方は特定の分野の研究を深く掘り下げておられるというのがまずイメージです。私もロースクールにもいましたし、学部生のときもそうでしたけれども、そのようなイメージでした。ただ、高齢者法研究会に参加をさせていただいて感じたのが、高齢者法というのは高齢者という当事者の視点で、さまざまな法分野に横串を指すようにして、研究と実務の交錯を検討すると、そういった研究会の場になっているのではないかと日々実感しております。

いわゆる弁護士という実務家の立場で参加をしておりますけれども、普段われわれが目の中の依頼者、クライアントのために課題解決や紛争解決というときには、何か特定の法分野だけを考えているわけではありません。後でも具体例をいくつか挙げますけれども、当事者の立場に立って、この問題が解決したら、また次にこういう問題が起きるんじゃないかということ、常に当事者目線で考えて対応していくというのが、われわれ弁護士の仕事ではなかろうかと思っております。例えば、高齢者の雇用問題と考えたときでも、どうしてもまずは雇用問題、労働法の観点でどうなのかということところからも当然考えていくわけですが、そのときに年金ですと

か、そういった社会保障の問題はどうなっているのかとか、もしくは、じゃあ、何らか損害賠償請求で賠償金が入ってきた、その入ってきた賠償金をどういうふうにご本人が管理をしていくべきなのかという、財産管理のところなどを考えていくということまで考える。普段は研究者の先生方と一緒にしても、特定のところを研究していくわけですが、高齢者法の場合には、むしろ、われわれ実務家の立場に、研究者の先生方が少し寄ってきてくださっているような、そんなイメージもございます。

弁護士という立場で高齢者法をどのように捉えているかと申しますと、高齢者に寄り添う法的アプローチの実践、と言えるのではないかと考えています。高齢者法における弁護士の役割というのは、まず先ほど申し上げましたように、弁護士というのはそもそも依頼者、目の前のクライアントの何か助けになる、お力になるのが仕事ということになりますから、そういう意味で、依頼者と向き合うのが日々の業務になっているわけです。その上で、その目の前にいるクライアントの現在や将来の課題や、問題を抽出して、問題分析、よく弁護士の最初の仕事は交通整理だというふうにいわれたりもしますけれども、そういったことを日々行っています。この日々自分たちが行っている業務を、いわゆる研究という視点で組み替えていくというのが、高齢者法の研究会で私が日々考えていることなのかなと思います。ですので、そういった観点が一つ。

もう一つは、例えば裁判例ですとか個別事例の背景にある問題や、行間にある実務上の運用の点といった研究者の先生方がどうしても現場で感じにくい部分というのをお繋ぎする、そういった情報を提供していくというのも、われわれ実務家の役割かなと思っています。後で、具体的に高齢者虐待の場面のお話を少ししますけれども、例えば高齢者虐待で、高齢者虐待防止法だけを読んでいても、現場の実務で地域包括や区役所の担当ワーカーがどのように動いているのかというのはなかなか見えてこないわけです。そういったところを日々、例えば自治体と連携したり、自治体に助言

をしているという立場から、研究者の先生方に実務ではこういうことが起きていますとか、こういったことが問題になっているんだということをお伝えしていくというのも、われわれの役割と思っています。

もう一つは権利擁護の視点ですとか、あとは条約を含めた法規、それから証拠法の観点からの分析というのも日々われわれは日常業務で行っています。こういった観点からも、例えば個別法にとらわれず、もう少し広いところで、もしくは裁判になったときには、証拠法の観点からこういったものの見方はなかなかちょっと難しいと思うんですということなどをお話ししていくというのも、われわれ弁護士の仕事なのかなと思います。

弁護士にとっての高齢者法というのをもう少し具体的に考えてみますと、研究者の先生が設定された、もしくは裁判例などで示されている、いわゆる、そこにいらっしゃる高齢者の方をわれわれの実務経験を基に寄り添うというのが、高齢者法の中で日々私が考えていることです。例えばですけども、最近、特に弁護士会を中心に、ホームロイヤーという位置付け、役割を提唱しています。任意後見の将来型をベースとした見守り契約をさせていただいているご本人をイメージしてください。例えば、私が今、実際に担当させていただいている方などをちょっとモデルケースに考えてみてみますけれども、まず、その方がご相談にいらっしゃったときに一番最初に考えるのは、まず今、その方の課題として、例えば財産管理に不安があるということであれば、じゃあ、後見法で任意後見でいくのか、もしくは信託法で商事信託や民事信託を活用していくのかという、入り口のコンサルティングからまず入るわけです。

例えばこの方には将来型の任意後見でいこうとか、もしくは何らか商事信託の商品を少し組み合わせよう、そういったことを考えていくわけですが、その次に、それが始まってからも当然ご本人の生活は続いていくわけです。ご本人の生活が続いていく中で、例えばアパートの管理をしていますということであれば、ふたを開けてみれば優しい大家さんなのか、

賃料を半年滞納している入居者さんがそのままになっているとか、契約書上は毎月払いのはずなのに、入居者さんが勝手に1年払いにしているとか、例えばそういうケースはざらにあるわけです。それはそれでご本人がそれを納得されてそうされているということであれば、それはいいのかもしれませんが、例えば、その方が急に退去することになった。もう全然原状回復しないで出ていこうとされているとか、そういうことになれば、いわゆる、その賃貸借管理というような観点で何らか助言ですとか支援をさせていただくということになるわけです。例えば、隣に住んでいる方が、ご本人のおうちの入り口に付けている防犯カメラの位置が気に食わない、うちが映っているんじゃないかとか、俺が目の前を通ったときに映り込むじゃないかとか、そういうことで民事調停を起こしてきた。相隣関係のトラブルに対して、どうしましょうかという形で寄り添って対応していく。あとは、これは、もう多いトラブルかもしれませんが、いわゆる特商法とか消費者契約法といわれるような分野に関する訪問販売のトラブルとか、そういったもの、それから、あとは財産をご本人が今度どういうふうに承継させていくのか、相続法、信託法、事業をされていけば事業承継にもなるでしょう。遺言だけでいいのか、何らか信託と遺言を組み合わせるのか、そういったことなんかも考えていくことになるんだと思います。

そして、最後、いつか人は亡くなりますから、亡くなったときに葬儀をどなたがやるのかという、例えばご家族、ご親族がいらっしゃればいいわけですがけれども、そうでないとすれば、死後事務を誰に頼むのか。もしくは墓地とか埋葬とか、そういったところをどのように考えていくのか。あまりお金がない方ということであれば、自治体の墓地埋葬法に関する法律のほうでいくのか、どうするのか、そういうようなことを考えていく。つまり、一定の年齢以上の状況になられたご本人の、日々の生活にまつわるあらゆる法律問題に関わっていくというのが、この高齢者法における弁護士の寄り添い方ということになるんだらうと思います。

今回樋口先生からテーマをいただいたときに、ロースクールで高齢者法をどのように展開されているのかということについて、私も、自分の通っていたロースクールには、高齢者法という授業なかったのですが、今、とあるロースクールで、実務家弁護士6人ぐらいで障害者法という実務教育を行っています。それを私も担当させていただいているので、それをベースに、あとはきょうの池田先生のお話も踏まえながら、障害者法の実務教育から見た高齢者法というものを少しお話ししてみたいと思います。例えば障害者法の分野では、障害の精神、知的、身体という、この三つの障害分野にそれぞれフォーカスをあてて、検討しています。

例えば身体障害の分野であれば、駅からマンションへのアプローチの中に、道路を渡る便利な橋があるわけです。例えばその橋に対して、エレベーターが付いていない、階段しかありませんということになると、身体障害の方にとってそれは全然メリットにはならないわけです。そういうことについて販売時の説明義務の観点で問題になることがあり得るとというのが、身体障害の分野だったりするわけです。他方で、私が主に担当している知的障害というところでは、いわゆる親亡き後の問題ですとか、そういったそれぞれの障害分野に応じて、問題となってくるテーマというのが変わってくるので、この三つに分けて設定をしているということになるわけです。

例えば知的障害という分野で見えていったときに、二つの側面があるというふうに考えています。一つは、いわゆる民法ですとか、そういった基本法で、障害特性がある方に運用上の在り方で検討しなければいけないというものと、もう一つは、障害特性がある方のための個別法を検討するという、この大きく分けて二つの側面で、知的障害に関する障害法というものを考えています。一つ目の基本法で障害特性がある方への運用の在り方というのは、具体的に申し上げますと、例えば障害をお持ちの方が罪を犯してしまっただけで加害者になったという場面を考えると、まずは障害があるかないかに関係なく、刑事手続きですと刑事訴訟法の基本的な手続きには当然乗る

わけです。障害があるので、いきなり、例えば48時間の制限が取っ払われるとか、そんなことはないわけですから。当然、通常の刑訴の手続きに乗っかるわけです。通常の刑訴の手続きに乗っかる中で、さらに、その障害特性があるというご本人に対して、どのようにアプローチをしていくのかということを考えていくのが、この障害に関しての刑事法ということになるんだらうと思います。

他方で、障害特性がある方の被害者支援という観点で考えると、これはいわゆる、その被害者の方の供述の中で、例えば障害特性がある方というのはなかなかお話がされにくい、もしくは、正確に表現されにくいという特性があるわけで、その被害者になっている障害ご本人から、いかに具体的に供述を引き出していくのか、もしくは、その再現となるような証言をしていただくのかというのを考えていくわけですね。これはある意味、障害特性がない被害者の方に対しても、インクルーシブにその被害者支援を行っていくという観点では、共通点も多いところだったりするわけです。

ですから、いわゆる、例えば刑事法における障害の分野というところでは、今申し上げたような基本法があくまでもある、その上に対して障害特性というものを運用上どのように考えていくのか。例えば検察官にどういうふうにあプローチをするのか、裁判官に勾留請求がかかる前にどういうふうにあプローチをしていくのかという、その基本原則の上に乗っかるものを考えていくというのが一つあるわけですね。

もう一つは個別法という観点で、例えば障害者差別禁止法であるとか、障害者虐待防止法など、そういった障害者の個別法についても考えていくという、この二つの側面があるんだと思います。

これをひるがえって、高齢者法という形で私なりに少し考えてみたのですが、例えば、認知症のご本人が交通事故を起こした、人身事故を起こしたケースを考えてみてください。きょう、たまたま、ここに来る前の朝の情報番組でも、高齢者の方のドライバーの問題が取り扱われていました。

免許の返納とか、そういうお話をたくさんされるわけです。高齢者の方にとって、運転するのか、もしくは免許返納したときに日常生活がどうなっていくのかという、そういう観点にどうしてもフォーカスが当てられがちですが、われわれ弁護士から見ると、もちろんそういった点も大事なのですが、実際に交通事故が起こってしまったときのことを、どちらかというところと考えるわけです。皆さまも、認知症の方が交通事故を起こしたら、当然、刑法ですとか刑事訴訟法とか、刑事手続きに乗っかるというのはイメージが付くところだと思いますし、民事上の賠償責任はどうなるんだろうかというようなどころもイメージが付くところかもしれません。

ただ、この先も実はあるというのが、この高齢者法における、われわれの役割ではないかと思っています。どういうことかと申し上げますと、例えば、刑事上の手続きは何とか交通刑務所には行かずに執行猶予で済みそうだという話になりました。民事上の責任についても多くの場合、保険法の観点からいくと、免責の問題が起こり得るように見えますが、実務上、ほとんどの保険会社は認知症の方が加害者だったとしても免責規定を適用せずに、被害者保護の観点から保険金支給をしていただけというケースが実は多かったりするわけです。ここまでで、ほとんどの皆さんのご認識というのは終わると思うんですが、その後もご本人の生活や、ご家族、ご親族の生活は続いているわけです。交通事故が、特に社会的な注目を浴びてしまうような事件、事故になってしまっているようなケースですと、場合によってはご家族がばらばらになったりとか、今までと同じように生活することが難しくなっていくというケースもあるわけです。

そうやってきたときに、今までは家族と一緒に生活されていたご本人が、今度は1人で生活することになる。1人で、在宅で生活することが難しいのであれば、介護保険を適用して老人ホームにご本人が入るわけですね。そうなったときにご家族も疎遠になってしまわれたり、関係性が難しくなってしまうわれている。じゃあ、ご本人の財産管理をどうするんだとなれば、

そこは後見法で、法定後見を考えるしかないという話が出てくるわけです。ご本人にカードローンがありますと、不法行為は当然、皆さまご承知のように免責されませんから、保険で賄える範囲で賠償責任を済んでいればいいわけですが、それで済まないということになったときに破産法で免責されない部分について、じゃあ、それ以外の免責できる債務があるのであれば、それは任意整理とか、もしくは自己破産とか、そういったことを考えるということにもなるわけです。最終的には、債務の状況によっては、相続の中で相続人の方が放棄をするとか、そういうところまで、皆さんが多分、あまり着目されない、皆さんや社会があまり見ていないかもしれませんが、ご本人の生活というのは当然、事故の処理の後も続いていきますので、そこまで考えていくというのが一つです。

もう一つは、例えば在宅での高齢者虐待の問題を考えてみたときに、高齢者虐待防止法であるとか、老人保健福祉法というのは、いわゆる行政法の分野になりますから、行政がどのように対応しているのかということが、まず一義的にはあるわけです。ここは、いわゆる高齢者ご本人、虐待に遭っているご本人を保護する、もしくは、虐待をしている養護者の養護者支援をしていくというのが、これら行政法の観点になるわけですが、その後、保護されたご本人がどのように生活を送っていかれるのかというところまで見ていくのが、高齢者法なのではないかなというふうに思っています。

例えばやむを得ない措置で施設入所したご本人、やむを得ない措置はどこかで解けますから、そうなったら、その後、誰がその施設の契約をするのか、契約法の観点でいくと、本人に契約能力がなければ、これは後見法でいくしかないという話になるわけですし、後見開始の申し立てに親族がいなければ、首長申し立てでいくというような話が出てくるわけです。やむを得ない措置をしてそこで終わりではないんだという、アフターの部分のところについて見ていく。

もしくは、やむを得ない措置に至る過程のところも、高齢者虐待防止法

とか、老人保健福祉法の条文を見ていてもなかなか出てきません。実際の現場の行政がどのように動いているのかという観点も見なければ、虐待に関する裁判例というのを正確に分析していく、検討していくということは難しいわけです。そういったときに、われわれが普段、自治体に助言をしたり、ワーカーと一緒に動いたり、虐待対応していったりするケースがありますから、そういう観点から、何か情報提供できたりするということがあるのではないかなというふうに思います。

最後に、財産管理の面でも、その高齢者法という観点で考えていったときに、後見法、信託法、相続法、死後事務というようなところがあるわけですが、高齢者のライフプランニングを行っていくというのも、高齢者法の観点から見た、高齢者の財産管理という視点になります。そこでは先ほど関先生からお話がありましたけれども、金融ジェロントロジーといわれるようなところの金融学とか、もしくは行動経済学とか、そういった観点も含めて、高齢者にとって望ましい財産管理というのは何であるのかということを考えていくことが、まさに、この高齢者法という分野なのではないかなというふうに思っています。私も、他の社会保障法や、信託法の研究会にも参加させていただくこともあるわけですが、高齢者法の研究会に参加させていただいているときは、また違ったわくわくやたくさんの刺激をいただいております。ぜひ高齢者法という分野で、われわれ実務家と研究者の先生方と、たくさんコラボレーションできる機会が今後も頂戴できると、とてもうれしく思います。きょうはありがとうございます。

金 根本先生、ありがとうございました。次にご登壇いただくのは、日本司法書士会連合会理事でいらっしゃいます、司法書士の高橋文郎夫先生です。高橋先生、よろしくお願いたします。

高橋 皆さん初めまして、司法書士の高橋と申します。高齢者法というも

のがどういうものか、何を指すのか、よく私、理解をしないでこの場に立っていることなので、もしかしたら皆さんが期待をしているようなお話とは、また趣旨が違うかもしれません。日本司法書士会連合会の中では、法教育というものをずっと長くやってきました。ですから、その視点で見ると、高齢のかたがたを対象とした法教育であったり、それぞれ高齢者のかたがたが自分自身、自分事としていろんなことを考えてもらうというような視点のお話を中心になるかもしれませんので、その辺はご容赦をいただきたいなと思います。

私は、今週11日に12年目となる、東日本大震災と原発事故の地である福島で、今、少々、業務を行っております。皆さんご存じのとおり、まだ全国に原発事故で避難生活を強いられているかたがたが、2万2000人余りいます。それから、福島県では、震災関連死、長期避難による精神的な、肉体的な疲労によって亡くなる方が、直接死よりも多いというような状況が続いているということです。特に、ずっと私も現地で、また全国に避難しているかたがたの支援をしておりますけれども、避難者の方の高齢化に伴うさまざまな重層的な問題も出ているということは、皆さんに申していきたいなと思っております。ちょっと、ここでそういうことを申し上げるのはどうかと思いましたが、高齢者というつながりであれば、そういったこともご報告申し上げればなと思っております。

司法書士と高齢者との関わりを知っていただくために、少し司法書士の業務についてご理解を求めのお話をさせていただきたいと思っております。司法書士の業務範囲としては、ご存じの方、また司法書士制度をご利用になった方もいらっしゃると思いますが、まず不動産登記、土地や建物の登記、会社や法人の登記、裁判事務、成年後見、それから、最近、多い遺産承継といったことですね。特に生活に身近な法律問題の解決に取り組んでおります。一人の人の一生の、それぞれの人生のステージの中で、そのステージに応じたいろんな法律問題、生活のトラブル解決というものに取り組ん

でいる法律実務家であります。

まず年少期においては、未成年後見というものも私もなっております。また家事調整申立書を作成したりする中では、子どもの権利を保護したり、権利表明権、アドボカシーといった支援というものも行っております。それから、成年期になりますと消費者問題、特に若者の消費者問題は、今は成年年齢引き下げになって、大きな社会問題にもなっておりますけれども、そういったものにも取り組む。また成人になると結婚、あまり、ここは離婚とすぐつなげたらどうかと思いますけれども、会社を立ち上げる、それから、マイホームを取得する。社会生活を営んでいくと、さまざまな、身近な生活の中でのトラブルが起きると、これは弁護士さんと同じように解決に向かうというところですよ。そして、いわゆる人生の後半になりますと、相続、遺言、それから先ほど出ました死後事務というものにも、司法書士が業務として関わっているところでもあります。

われわれ司法書士は、弁護士さん、法律家のオールマイティーでありますけれども、簡易裁判所の少額の裁判は代理人として法廷にも立てますけれども、それ以外は裁判所に提出をする書類作成業務ということで、まさに依頼者に寄り添った、伴走支援の形で業務をするということを行っております。これが冒頭、申し上げました法教育の基本理念でありまして、主体的に本人に問題に向き合ってもらって、解決する力を養うということにもつながるということを、理解をしているところでもあります。そういった私たち司法書士は、市民に身近に存在する法律実務家であると。そういった存在であるが故に市民の顔が見えますし、市民の声が聞こえてきますし、それを感じた上で、市民に対して正しい法的情報を伝えていくのが役割であるのかなと思っております。これが、司法書士が法教育、また消費者教育についてのスタートの思いのところでありました。

ちょっと法教育の話ばかりになって大変恐縮なんですけど、歴史的に振り返りますと、昭和50年代頃から、全国各地の有志の司法書士が、ボランティ

ア活動として、法律に関する情報を伝えたり、消費者被害防止啓発講座を実施したり、さまざまな法律関連教育活動に取り組んできました。それは若者であったり、また社会人であったり、高齢のかたがたであったり、それぞれのニーズに応じた情報提供法律教室を行ってきたわけであります。その取り組みが全国各地で非常に草の根的に活発したものがここにあります。平成10年前後でありましょうか。その背景には、国民生活センターへの消費生活相談件数が平成9年には40万件を超えましたし、ここにありますように、個人の自己破産件数が平成10年には10万件を超えるというような深刻な社会問題の時代でもありました。また、自死者も3万人を超えるという時代でもありました。

その中で、このままではいけないなということで、危機感を抱いた各地の司法書士が、まずは社会に出る前の若い人たちに必要な情報を伝えようと、困ったときには司法書士や弁護士に相談に来てもらおうということで、学校に出向いて、出張法律相談を実施する取り組みに力を入れました。それに加えて社会人、それから、高齢のかたがたへの出前講座というものも取り組んだということであります。私もその一人で、よく高校や大学に行ってお話をしてきましたけれども、私自身も、親やおじいちゃん、おばあちゃんから学んだことが非常に大きい。高齢者の学びって非常に大きいものがあります。例えばお金は借りるなとか、保証人にはなるなとか、そういったことは本当に教科書では学べない、人生の先輩がたから学ぶことが非常に大きいということであります。

例えば印鑑を押すこと、今は脱はんこ時代で、印鑑の話をするのはちょっと時代錯誤かもしれませんが、印鑑を押す前に自分の陰影というか、はんこを見て、一回りせよと。その10秒間で、はんこを押していいかどうかを見極めろというような、私はじいちゃんから教わったこともありました。そういった先輩がたの教えというのは、非常に学びになっているなということも思ったわけであります。やはり、社会経験豊富な高齢者から学

ぶことが非常に大きいということも感じているところであります。保護教育は、社会科教育研究者の皆さんの実践であったり、弁護士会や司法書士会による、伝達を中心とした、司法教育の取り組みという二つの流れが、わが国の法教育の出発点でありました。

これをさらに後押ししたのが皆さんご存じのとおり、司法制度改革であります。国民の法的基盤を整備しようということで、司法教育の充実というものが出てきたわけです。事前規制から事後救済社会の転換を目指した司法制度改革等のいろんな改革がありましたけれども、その中で、法務省に法教育研究会というものができました。そこで私も委員として勉強させていただきましたが、やはり、それまで、われわれは被害者救済のための、どちらかという交通安全教育みたいに、これは駄目、あれは駄目といった、対症療法的な教育が中心でありましたけれども、その中に、自ら学び、生きる力を身に付けるといった法教育のエッセンスを入れた、こういうふうに変換をしていったというところであります。法教育は、一般市民の誰もが身に付けておくべき基礎的な法的リテラシーを養成する教育でありますので、法律専門家を養成する法学教育と目的が違うというところであります。

法教育を通じて育てたい基礎的な法的リテラシー、それは法的な疑問、被害を感じたときに調べたり、相談したり、法律や司法制度を使ったりできる、まさに動ける力ではないかと思えます。この力も、どの年代でも、高齢のかたがたでも、身に付けるべきなのかなということを感じているところであります。司法書士会の実績はそんなところでありますけれども。

その中で、学校教育で行う法教育、司法書士者教育と、市民、高齢者を対象とした法教育の相違点というものを少し考えてみたいと思えます。消費者庁が昔から公表しています消費者教育の体系イメージマップというものを見ても、幼児期、小中学校期、高校生期の、いわゆる学校教育における学習目標は関心を持つ、目を向ける、知る、考えるといったもの

であります。一方、成人期、成人、高齢者の学習目標は、行動する、実践する、伝え合う、支え合う、つくるといったもので、より実践的な力を身に付けることを学ぶということが書かれています。特に、このイメージマップを見ますと、高齢者の学習目標は支え合うというものがキーワードになっております。

具体的に見ますと、消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おうということ。それから、伝え合う、支え合うですね。契約トラブルに遭遇しない暮らしの知識を伝え合おう。安全で、危険の少ない暮らしの大切さを伝え合おう。ということで、伝え合ったり、支え合ったりということがキーワードとなっているわけであります。具体的な実践例を少しお話しさせてもらいますと、広島司法書士会、いきいき法律教室というものを開催していました。これは、まさに地域の特色を一番把握しているのは、その地域で活動するわれわれ司法書士であったり、関連士業の皆さんであります。地域の司法書士や関連士業の皆さんも含めた、高齢者で孤立をさせない、地域ぐるみのネットワークの構築を目指した取り組みが、この法律教室でもあったわけです。対象は、地域の高齢者はもちろんですけども、高齢者を支援するかたがた、地域包括支援センターの職員さんだったり、民生委員であったり、ケアマネージャーさんであったり、介護ヘルパーさんなどです。

大体、90分を1コマで作りまして、契約商法のお話であったり、いわゆる借金のお話、成年後見制度のお話、相続のお話といったことで、1コマでいろんなお話をします。まさに車座になって、一方的な講義ではなくて、本当に高齢者が抱える問題を聞きながら、そこに答えるといったやりとりをして、そこでわれわれが問題点も、地域の問題も把握するというようなことです。昔、地域のつながりがあったり、地域のみんなで助け合ったり、なにか困ったことがあれば地域の長老の所に行って、長老が解決するというような古きよき時代もありましたけれども、今は核家族が進んで、地域

のネットワークが希薄になっているというところで、独居の高齢者が孤立しがちとなり、問題の発覚が遅れてしまうということもあります。この法律教室はまさに先ほどより申し上げているように、地域でのネットワーク、地域での顔の見える関係ができることによって、そういった被害ということにもなっているのかなということを考えております。

高齢者法学への期待などという偉そうなことを書いてしまいましたけれども、今、高齢の方に終活の勧めであったり、特に相続登記の義務化が令和6年からスタートするというところで、そういった相続等の問題について非常に関心が高まっているところでもあります。また成年後見制度についても、今、見直し、在り方の研究会というものも開催されていまして、後見補佐、補助の3類型の見直しであったり、また一度、成年後見、法定後見人になると、一生、成年後見人が付いたような状態はどうかということもあって、任期性の後見制度であったり、スポット後見人制度であったりというものの見直しも協議されています。

成年後見制度は、ラストリゾートだという考え方になってきています。高齢者の皆さんが持っている力を支援する、まさに意思決定支援ということも、これからは中心の課題になっていくのかなということを考えております。冒頭、福島のお話をしましたけれども、原発の賠償相談も非常に多いんですけども、今般、東電のほうから、追加賠償の中間審があらためて出ましたけれども、これから高齢者の方、当時50代、60代だった方が、もう70代、80代になっているわけですから、そういったかたがたが請求の資料を受け取って、果たして読み取れるかということもあるわけですね。そこで、やはり、われわれ専門士業が新しい情報を伝えて、読み解く支援をしていかなきゃいけないなということも感じているところであります。

最後に、高齢者にも共通する法律教室で伝えたことということを書きまして、これは地元の福島大学で、学生さんたちにお話ししたテーマであり

ます。学生さん相手なんですけれども、高齢者のかたがたにもこういったことで語り掛けてもいいのかなと思って、六つ書いてみました。社会では君たちが主役ということは、高齢者の皆さま、あなたたちが主役ですと。自分たちで力を付けて、自分たちで解決するものは解決していこうというような投げ掛けはしていいのかなということを考えました。それから、法律とはという基本的なことですけれども、法は守るべきもの、変えることができるもの、また作ることができるものということを、あらためて高齢の皆さんにも問い掛けていいのかなということを考えました。

『十五少年漂流記』、これは皆さんお読みになったと思いますけれども、2年間もの間、子どもだけで生き抜いたお話ですよ。そこには、そこに生きてきた子どもたちの間でリーダーができ、ルールができ、社会が形成されたということでもありますので、やはり、地域で生きる高齢者のかたがたもそんな仲間づくりをしてほしいなという思いで、語り掛けられるかなと思います。社会の中で生きていくためには何が必要でしょうかということ、やはり、本物を見極める力であったり、疑う、断る、主張する、聞くという基本的な力を、あらためて高齢の方にも確認をしていただきたい。自分を大切にするとともに相手とも大切にしましょう。これは、高齢の先輩がたは十分に分かっていることだと思いますけれども、あらためて、他人との関わりを考えてみましょうというようなことを、語り掛けることができるかなと思います。

そして最後に、依存から自立へと。みんなと共に自分らしく生きてみませんか。それを学ぶのが社会であり、その社会を支えているのが法なのですということを学生さんたちにも話しましたけれども、高齢者のかたがたにもそんなことを話してもいいのかなと思っています。きょうのシンポジウムの、高齢者法学が何を指すのか、高齢者自身の学びの場を提供することなのか、また高齢者にエンパワーすることなのか、高齢化に伴う能力の低下を補う、視点が必要なのか。私は、きょう、初めて関係の皆さんとお

会いして、学んでいきたいと思っております。私もこのシンポジウムで学んだことを、何かしらお役に立てるかと思うところであります。

私の妻の父が、3日前に100歳になりました。1人で生活をしています。私のうちから5分ぐらいの所なんですけれども、もう1人で住みたいということで、私のうちに来ない。毎日、私は様子を見に行く。通勤介護をしておりますけれども、認知症も何もないですよ。要支援1なんです、100歳で。もう困ったもんで、そんな元気な高齢者もいますので。私も64なんで、そろそろ高齢と言われるかもしれませんが、35歳差のある高齢者層をどうするかというのは、ぜひ研究者の皆さんにもお考えいただきたいということで、終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

金 高橋先生、ありがとうございました。続きまして、日本行政書士会連合会、行政書士制度調査室市民法務分科会座長でいらっしゃいます、行政書士の岡本祐樹先生です。岡本先生、よろしく願いいたします。

岡本 皆さんこんにちは。私は、日本行政書士会連合会から参りました、行政書士の岡本祐樹と申します。行政書士、皆さんご存じですかね。行政書士と言って、ぱっとイメージが思い浮かぶ方ばかりじゃないのかなと思うんですけれども。私は、今、行政書士制度調査室という所で、市民法務分科会会の座長をしております。これから少し行政書士の説明と、業務についてもお話をさせていただきたいと思うんですけれども。私たち行政書士も士業の一つとして、もう既に人生100年時代、始まっていると思っております。その中で、私たちが士業としてどのように関わっていけるかの今、いろいろと研究、調査を進める中で、今回、樋口先生とご縁がございまして、いろいろと行政書士会のほうでもご助言とご講義をいただいているところです。

昭和26年2月22日に公布された、行政書士法というものがございます。

ニャンニャンニャンで猫の日と呼んだりもしていますが。行政書士の主な目的として、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与するとともに、国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とするということで。皆さん読んでのごとく、行政の手続きに関することなんだな、それがまず目的の一つなんだなというのは、よくご理解いただけると思います。

規定されている業務というのが法律上ございまして、官公署に提出する書類ですね。ここでは、大きく役所というふうに捉えていただけるといいかなと思うんですけども。皆さんがよくイメージする役所に提出する書類を作成する。そして、それだけではなくて、権利義務、または事実証明に関する書類を作成することを業としています。なので、皆さんはもしかすると、例えば車を買われたとき、車庫証明を取ったり、自動車登録をしたりというのがあると思うんですけども、あれも行政書士の仕事。あるいは、皆さんが飲食店を開きたい時など、飲食店を開くために許可が必要になります。そのときに皆さんに代わって、書類を作成したり、申請を代理したりというのも、私たちの仕事。

それだけではなくて、権利義務や事実証明に関する書類、例えば契約書、あるいは相続が発生したときに作成する遺産分割協議書、あるいは遺言の起案。遺言を作るときのサポート等々も、私たちが行政書士の業務として、行っているものになります。他の法律による制限ありというのは、他の法律というのは主に何を指しているかということ、いわゆる他士業法、例えば弁護士法とか、司法書士法とか、いろんな士業の法律があります。そこで制限を受けているものに関してはできません。具体的なイメージで言うと、例えば法的に紛争性があるもの行政書士は扱えないものになっている。

あとは登記ですね。これは、例えば不動産とか、商業登記とかありますけれども、これは私たちは扱えない。皆さん、代書屋ってご存じですか。上方落語をご存じの方は、「代書屋」って知っているかなと思うんですけど

ども、昔って、例えば字を書いたりする方、書ける方、なかなかいない時代、いわゆる代書人の時代。そのときに、代書屋という落語の演目だと、ある男が代書屋さんに行って、履歴書を書いてくれと言い、代書屋が履歴書を書くというのを落語の題材として、面白おかしく話しているんですけれども。そういう時代から代書人というのは存在しています。

行政書士の特色ということで、少し挙げてみたんですけれども、さっき話したみたいに、官公署に提出する書類も作ったり、申請を代理します。だけど、権利義務、事実証明に関する書類も作るということで、業務の幅が広いんですね。だから、専門も結構いろいろあります。例えば、許認可申請。これを専門にやっている同業が多いです。例えば建設業とか、宅建業とか、いろんな運送業とか、そういう業を始める際に、日本は申請主義、許認可、許可なり、認可を取らなきゃいけないので役所に提出する、これを専門的にやっている行政書士もいます。あとは外国人関係ですね。いわゆる入管業務ということで、申請取次とって、申請取次の資格があると、本人が行かなくても代わりに提出できるというものがあります。

最近だとウクライナ避難民支援ということで、行政書士会にもいろんな相談とか依頼が来て、自治体といろいろと協力をして、ウクライナ避難民の方の在留資格とか、そういうもののお手伝いをしたというケースがあります。あとは自動車登録とか、これ、分かりやすいですかね。あと農地関係、知財関係。民事系といわれる法人関係、あるいは契約書の作成、相続、遺言、成年後見、私はそこを主な業務としております。

さっき紛争になっているものは業として扱えませんよ、とお話ししました。そうなんですね。紛争にならないように、いかに法務として予防法務を行うかというのが、おのずとして、私たちの重要な業務でもあるわけです。紛争になってしまったら私たちは立ち入れない。だけど、なるべく紛争にならないように遺言を作ったり、契約書を作っておいたり、あるいは合意書を作成しておいたりというのが、私たちの行政書士として業務をやっ

ている中での結構、一つの重要な観点として、「予防法務」というものがそもそもあります。「エックスアンティー (ex ante)」と言うんですかね。「事後」ではなくて、「事前の」というところを業務の視点として持って仕事をしております。

会員も多種多様です。多種多様というのはどういう意味かと言うと、例えば令和4年で受験を申し込まれた方、最高年齢、お幾つだと思います？98歳、樋口先生、びっくりしてらっしゃるけど、98歳の方が試験を申し込まれています。最年長の合格者は78歳。もう、まさに人生100年時代を体現しているんじゃないかというぐらい、行政書士の世界って多種多様です。そこまでご年齢いってらっしゃらなくても、例えば企業とか、役所を勤められて、定年退職をして、セカンドキャリアとして試験を受けて、入会される方もたくさんいます。逆に若い方もたくさんいらっしゃいます。20代で大学時代、資格を取得して、大学出てからとりあえず就職はしたんだけど、行政書士というのを登録してみようかなという形で登録される方もいらっしゃいます。

私は平成24年に登録したんですけども、20代の後輩もいれば、60代後半の後輩もいるという、そういうイメージです。行政書士会自体も役員の年齢層も含めて、様々です。40代もいれば、80代もいる。本当に多種多様な、ちょっと特殊な士業なのかなというふうに思っております。公務員とか長くやられた方は審査を通ると、行政書士登録ができる特任制度というのもあるんですね。なので、自治体ですっと勤めていた方とか、役所ですっと勤めていた方と、試験を受かってまだ20代で若い方が、同じ会に所属しているという、ちょっと面白い業界でもあります。

会員数は今、全国で5万人ちょっとですかね。東京が圧倒的です。東京が7500人ぐらいいるので圧倒的ですが、一番少ない所だと佐賀とか鳥取とかですかね。200人、250人前後ぐらいの県もあります。ただ、一つの特徴として、自宅で開業される方も多いんですね。そうすると、どういうこと

が生まれるかという、みんなが都市部には集中しないということです。ご自宅って様々な所にあつて、みんな駅前に自宅がいっぱいあるわけではないので、地域的な偏在が比較的少ないというのが、私たち行政書士の特性でもあるかなと思います。なので、5万人の会員が、もしかしたら皆さんのご自宅のお隣にも行政書士がいるかもしれませんけれども、いろんな所にいるというのが私たち行政書士の特徴だと思います。日行連の活動の基本理念ということで、三つを挙げています。1番が地域との共生、2番が役所との共生ですね。3番が他士業との共生ということで、いろんなところと共生することによって、行政書士として活躍できるところで活躍をしようというのが、基本理念になっております。

行政書士会で行っている直近の取り組みみたいなものを、三つほど挙げさせていただきました。その取り組みの中で、高齢者に関わる部分については、課題という形で提起させていただいております。取り組みの1ということで、新型コロナウイルス感染症の中で経済的にも、いろいろな支援金とか給付金というものが必要になっている中小企業、あるいは個人事業主の方がたくさんいました。国の持続化給付金などですね。その電子申請するときもご自身でできる方はいいんですね。だけれども中小企業の経営者、結構、平均年齢も上がっていて、70代、80代でも、皆さん元気に経営されてるんですね。

だけど、実際にオンラインでいろいろなものを添付して申請しろと言われてたら難しいんですよ。人によってはそもそも要件も分からない。分厚い要件を読み解いて、自分がそれに当たっているのかどうか。そして当たっているとして、どの書類を提出すればいいかというのもなかなか難しいという方が結構いらっしゃって、電子申請の支援ということを会としても行っておりました。金額が中小企業であったら上限が200万、個人事業主であったら上限100万ということで、コロナ禍でなかなかお店を開くことができなくて、売り上げがなかった事業者さんたちにとっては、大きなお金にな

ります。なので、要件も含めて説明をして、必要な方に関しては支援をして、申請をすることを行っておりました。

全国で441万件、申請があったようです。424万件支給されているので、不正受給とかでちょっと問題になって、いろいろニュースとかでも報道されましたが、相当数の申請があったというものになります。あとは一時支援金とか、月次支援金、あと事業復活支援、この辺も支援金とか給付金、これはオンラインの申請なんですね。皆さんが、じゃあ、パソコンでそれをさくさくっと、あるいは、スマホでさくさくっとできるかという、なかなかそれが難しい。皆さん、全国の経営者の平均年齢って、お幾つぐらいかご存じですか。大体、今、60歳ぐらいです。もっと言うと、70代の方も20パーセント以上います。80代の方も5パーセントぐらいいたと思います。なので、なかなか、そういうデジタル化についていくのが難しいという経営者も多数存在するというのが実情かなというふうに思います。

その代わりに、経営者としてはすごくお元気なんですよね。私の義理の父も、実は秋田で飲食店をやっています、自分じゃ出せない、分かんない。だけど、多分、これは要件に当てはまっているはずだということで、私のほうで確認して、申請をしましたがけれども、そういう方が非常に多い。※印のところを書いたんですけれども、生活衛生業同業組合中央会、ここは理容店とか、美容店とか、クリーニングとか、ホテルとか、飲食店、いろんな業を行っている方たちの団体なんですけれども、そこと日本行政書士会連合会で一緒に支援金とか助成金の相談申請支援をやりますよということで始めたところ、結局、最終的には8000件を超えるご相談がありました。皆さん、分からないよって、どうやってやればいいのか分かんないよって、単純にそこなんです。欲しいし、申請もしたいけど、分からないと。誰に相談していいかも分からないというのが、正直な皆さんの声だったかなと思います。

デジタル化への対応というところで、マイナンバーカードの代理申請手

続き事業というのも日本行政書士会連合会でやっておりました。こちらは総務省から委託を受けた事業です。マイナンバーカードって、自分でやればいいじゃんと思われる方もいらっしゃると思うんですけど、なかなか普段お仕事が忙しくて、役所に2回行けないという方もいます。取りに行くのはいいんですけど、2回行くのは難しいよって方もいらっしゃる。そもそも施設とか、ご高齢の方で、体が不自由の方で、なかなか行けない方もいらっしゃるんですね。そういう方たちを、例えば今回で言うと、ワクチンの接種会場とか、自治体とか、あるいは、地域の金融機関とかと一緒に協力をして、相談員を派遣したり、そこでスマホで写真を撮って、代理申請を行うということをやっておりました。ここで課題の一つとして、「高齢者とデジタル化」という問題が一つあるのかなというのが、私の感想でございます。

続きまして取り組みの二つ目ということで、これは、さっき高橋先生からもお話ありましたけれども、災害時の支援ということになります。東日本大震災のときについては、まずは避難ですよ。避難して、命、自分の生命とか安全を確保できた後は、その後、いろんな相談、いろんな問題が発生してきます。東日本大震災のときに多かったのが、被災自動車、これは抹消登録をする必要があるんですね。使えなくなった自動車がたくさんあったと思うんですけども、抹消登録をどうにかしないということで、国土交通省といろいろ話し合って、それをやっておりました。時間が経過するとともに、例えば外国人の在留に関する相談とか、住民票、戸籍に関する相談とか、相続関連の相談とか、いろんな相談があった。原子力の損害賠償支援機構が行う仮設住宅の巡回相談等にも相談員を派遣したというところでございます。

このときはまだ会の中でも、そういう震災時にどういう活動を行うかというのは、正直、まだ、そこまで確立できてなかったという部分があります。その後、熊本地震というのが平成28年に起こりまして、このときに主にあっ

たこととして、地震なので、例えば家屋が倒壊したりとかということが出てきます。皆さん、り災証明書ってご存じですかね。家屋とかが壊れたときに役所から発行してもらいものになります。発行してもらいだけじゃなくて、り災証明書がないと、例えば仮設住宅に入るときとか、あと給付金とか支援金をもらうときに、それが必要になってくるという手続きが結構あります。

ご自身が役所とかに行って、添付書類を持って、り災証明書を申請できればいいんですけども、なかなかご自身で行けないという方も多数いました。その辺の発行申請を無料で代行するとともに、熊本の場合は役所、発行するサイドにも、私たち行政書士が入って、役場も、役所の方自身も被災をされていたりとか、いろんな状況下の中で発行も急がなきゃいけないんですね。申請はばんばん来るので。その辺のお手伝いも行政書士がさせていただいておりました。あとは台風とか豪雨災害もありますので、そういうときにも自治体と防災協定に基づいていろんな活動をしてきました。その中で「高齢者と災害」というのを、二つ目の課題として挙げさせていただいております。

あとは三つ目の取り組みですね。こちらは成年後見制度の普及、利用促進ということで、ここに関してはいろんな士業が今、普及、促進に努めているかと思えます。私も平成24年に行政書士登録をして、後見人を結構、数をやらせていただいているんですけども、法律行為だけで全てできるかってなかなか難しいんですよ、正直。身上保護という観点からいくと、テキストに書いてある法律行為だけで全てができてしまうかという、決してそうじゃないという世界が成年後見としてあって、そこはいろんなものと悩みながら、考えながら、その都度やっているというのが現状です。この流れの中として、課題として、「高齢者と身元保証」というのが、3番目の課題として挙げさせていただいております。

高齢者とデジタル化ということで、デジタル化によってたくさんの方が

恩恵を受けられるというのも、すごいメリットだと思います。ただ、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化ということで、取り残されてしまう方がいないようなデジタル化を目指していかなきゃならないというところです。デジタルの活用状況についても、まだ、これ2020年の内閣府の調査に基づいて総務省が作ったものですが、70代以上だと、半数以上の方があまり利用してないというデータになっております。70代以上の方の半数以上の方が、あまりスマートフォンとか、タブレットとか利用してないという結果になっております。今、ちょっと利用率は高まっているかと思うんですけども、単身世帯とか、あと高齢者のご夫婦だけの世帯が増えているとすぐに聞けないじゃないですか。やり方が分からなくなって、一緒に住んでいればどうやるのって、聞けるかもしれないですけど、そうじゃない世帯が増えている中で、なかなかその辺が難しいというのが現状としてあります。

今、公正証書のデジタル化というのが検討されていまして、私は法務省の実務家の協議会の委員で、ちょうど検討、協議会で色々と検討しています。もうそろそろ取りまとめになって、今後、法案が提出されると思うんですけども。公正証書がデジタル化される中で、当然、離島とか、豪雪地帯とか、なかなか公証役場に行けない、あるいは公証人の出張が難しいというところについては、当然、デジタル化で、ビデオ通話等で公正証書の遺言とか、任意後見ができるというのはメリットがあります。だけど、そのときにオンラインでそれをやることについて、いろんな問題点があるんじゃないかというところで、今、いろいろと実務家と法務省のほうで話し合っているところがございます。

あとは課題の2、高齢者と震災。もともと高齢者というのは、災害基本対策法でも、要配慮者というふうに定義をされております。さっき言ったり災証明書、これは申請がないと当然、交付もできないわけですよ。だけど、なかなか1人暮らしの高齢者や、体が不自由で、市役所の窓口に行くこと

が難しいという方が実在するんですね。り災証明書、一つ取るのも。熊本の地震のときには無料代行を会のほうで行って、これも 300 件近く、無料代行申請を行ったそうです。新聞とかで無料代行やりますよとかニュースとかで流して、それを見た方はご連絡いただいたかもしれないですけども、それできなかつたという方もたくさんいらっしゃるのかなと思っております。

震災のときに、要配慮者の住宅の確保という問題が当然出てくるかと思えます。最初は避難所に入ったとしても、その後、仮設住宅なり、あるいは民間のどこかの住宅に、家に帰れない場合は入るところが出てくると思うんですけども。それをどうやって把握をして、かつ、住宅の確保を誰が行うかというのが、結構な課題になってくるのかなと思います。もっと言うと、入った後、その後のアフターケア、被災者の支援というところも、さっき災害関連死について高橋先生からもお話があったと思うんですけども、その後も誰がどうやって、ちゃんと見ていくかというのも、一つの災害時の高齢者に関する課題かなと思っております。

高齢者と住まい、そもそも震災時じゃなくて通常の状態であっても、高齢者はなかなか住まいを確保しにくいという問題があります。住宅セーフティーネット法というところで、住宅確保要配慮者として、そもそも低額所得者とか被災者と同じように、高齢者、障害者、子育て世帯というのが規定はされています。だけど、大家さんの実感として、単身で、ご高齢者の方を積極的に受け入れるかということ、なかなか拒否感が強いということも現実問題としてあります。支払いはどうするんだろうとか、そこでお亡くなりになっちゃった場合はどうするんだろうという問題が、絶えず大家さんのほうにもあるので。だから、登録制度という制度もできてそこを進めようとして、住宅セーフティーネット法も改正をされて、そこに向かってはいますけれども、現実問題として進んでいるかということ、なかなか難しい。なので、私が例えば相談を受けて、今の所は大きいし、病院からも遠いか

ら近い所に引っ越したいという方がいて、一緒になって賃貸の所を探そうと思っても、なかなか難しいというときもあります。

続きまして課題3として、高齢者と身元保証。身寄りとか、頼れるご親族がいらっしやらない高齢者というのも増えてきている印象です。そういう方たちについては、例えば施設に入所するとき、あるいは病院に入院するとき、身元保証を求められるんですね。ご家族がいればご家族、ご親族がいればご親族なんですけれども、そうじゃない方についてはどうされますか、どなたかいますかという問題があります。そもそも、その方が施設に入りたいというときに、選択肢が狭まっちゃうんですよ。誰も代理人がない状態、誰もその人に関わる人がいない状態だと受け入れてくれる施設というのも、選択肢が狭くなるので、ご相談がその段階であることもあります。

判断能力が低下していて、既に法定後見を利用されている方は、後見人等が事務を行うんですけれども、今お元気で、誰も特に必要としてないけれども将来的に、誰が代理人になっていくかという問題も出てきます。お一人さまの場合は、例えば、そこで終身の施設に入って、そこでお亡くなりになった場合に、ご遺体を誰が引き取りますか、部屋の明け渡しは誰がしますかというのは、必ず付いて回ってくる部分になります。それをあらかじめ決めておく、自分の希望、意思に従って、この人に任せとくというための任意後見制度もありますけれども、これはこれで周知とか、これから皆さんに広めていく必要あるのかなと思ってますが。これ、生活保護の方とか、あるいは低所得者の方はなかなか使いづらいんですね。親族とか、身寄りがいればいいですよ。そうじゃなくて、士業とかとそれを結んでやろうとしたときに生活保護費から、報酬等が支払えるかと言ったら、それできないというところなので、そういう方については任意後見という選択肢は、なかなか積極的には取れないという現状があるのかなと思います。

エンディングノートというのは、将来的に自分にとって、どういうこと

が問題として起きてくるであろうか、そのときにその問題に対して自分は
どういう選択をしたいか、その選択をするためにどういう備えをしておく
かを考える一つのツールだと思います。エンディングノートの呼び名は別
として。もうちょっとすてきな名前があればいいのになって、いつも思う
んですけれども。行政書士会でもいろんなセミナーとか講座で、エンディ
ングノートのお話をしているところです。

私は横浜商科大学という所で、研究員としてエンディングノート作成を
携わって、区とも一緒にエンディングノートの講座をやったんですね。そ
のときに、それを大学の授業の一つにしようということで、学生の方にも
聴いていただきました。正直、エンディングノートって最初言われても、
何のことだろうと。でも、一つ一つ、これってこういうことが起きるかも
しれないから、こういうこと書いておくんですよ。あるいは、ご高齢の方
ってこういう問題が発生しやすいんですよって、一緒に確認していくこと
によって、そういうことがあるんだなっていうのが、皆さん、自分のおじい
ちゃん、おばあちゃん想像しながら聴いていただいて。最終的には皆さん卒業
されて、いろんな企業とかに入ってくるんですけれども、そういった高齢
者の理解をする学生、あるいは若者を増やしていくというのも、一つ重要
なことじゃないかなというふうに思っております。

ジェロントロジーと高齢者法についていろんな取り組みをしております。
「日本行政」という私たちの会報誌なんですけれども、そこに樋口範雄先生
を含めてご寄稿いただいているところでございます。人生100年時代にお
ける行政書士として、超高齢社会の対応、デジタル化への対応、あとは成
年後見制度の普及、利用促進ということで、サクセスフルエイジングを支
援するために、身近な街の法律家、5万人の地域的に偏在が少ない街の法
律家として、どういった法務サービスが今後も提供できるか。相続・遺言・
成年後見という縦割りだけではなくて、もっと幅広いジェロントロジーで
あったり、高齢者法の知識が私たちにも必要だと思いますので、そこを皆

さまにいろいろと教えていただきながら、行政書士としても携わってまいりたいと思っております。最後までご清聴ありがとうございました。

(ガラニス先生講演は本稿では割愛しました)

金 それでは最後に結びといたしまして、あらためて本シンポジウムの実施責任者、樋口先生よりお言葉を頂戴したく存じます。樋口先生、よろしくお願いいたします。

樋口 スケジュールでは短い結びになっているんですが、きょうのお話を短くまとめるのは大変ですね。しかし、教えられるところがたくさんありました。

まず第1点目は、高齢者法学というものをどう考えたらいいいのかということで、先駆者の関さんのお話では、まず生活保護の要件の在り方などから始まって、それは生活保護制度を作った時代と今が違っているから、その時代の年齢の感じで、65歳とかいうことで今も制度を作っている点が重要ですね。高齢者の中味が変わっているので、年齢による差別がいつそう切実な問題になっています。社会もその構成員もこれだけ変わっているのに、ルールが昔のままでそういうことになっているということを、むしろ、どう考えたらいいかという話だと思っております。

同時に、きょう、実務家のかたがたにいろんな話を聞いて、結局、そういう時代遅れの実体法と、それ以外の法にも問題があるという視点が見えてきたと思います。それぞれの実体法だけの話ではとどまらない。結局、高齢者の所へどういうリーガルサービスがいくかというシステムとかの、支え合うとか、寄り添うとかいう、そういう仕組みが実際は大事です。これが大事なんです。そのようなリーガル・サービスを提供するシステム・仕組みがないと、結局、実りがないという話になると考えました。そのと

きに、まさに実務家の人と一緒に考えていくということが必要なんじゃないか、そしてそのためにどういう仕組みをつくるかということですけど。

二つ目は寄り添うというので、特に根本さんの話では、いったん法律問題が解決、あるいは中止になったというので終わりじゃないんだというおはなしがありました。実はという話で、最後まで寄り添うというお話があってですね。これは現場に立ってみれば、これで判決が出ました、終わりですという話では実はないのかなと感じました。一方で、私は、そっちのほうを強調しているんですけども、岡本さんの話なんかでは紛争になってからでは遅いというか、行政書士の方には紛争解決の場面では大きな出番はないわけですね。予防法務というところが重要で、高齢者の場合は紛争に巻き込まれたくないんです、ライフプランニングというような話を事前に寄り添ってという話をもっとできないと、自分一人でエンディングのことを書けと言われても、何だかなという感じなんです、高齢者になっても。だから、寄り添い方に、事前のリーガル・サービスの重要性がある。同時に、事後的にも、本当に最後まで寄り添う必要があるという側面もあるんだということが、きょう、私が感銘を受けた2点目です。

三つ目は、その中で高齢者は主役になってもらいたいですね。ずっと脇役というのも人生だと思いますけれど、高齢者になったらみんな脇役にいけというのは、ちょっと、本当にこの超高齢社会にはふさわしくない。だからこそ、自己決定支援という話が出てきているので、それをどういう形でやっていくかというので、きょうも助け役と言うんですかね、アドバイス役という形で、弁護士さん、司法書士さん、行政書士さん、もちろん他にもおられるわけですよ、いろんな形の専門家が。信託銀行の方も来ておられるので、そういう事業者も同じだと思うんですけど、そういうところへどうつなぐかという話が実は最も喫緊の課題かもしれません。

例えば、きょうのこれはアメリカとの比較でははっきりしているんです

が、三つの土業が分けられちゃっているわけですね。それで、協力してチームをつくって、助けてくれるという話になると本当にありがたいんだけど、それがかえって、縦割りみたいな話になってしまうとどうなのかなという、そういうところにちょっと日本の問題があるのかなと感じました。

ただ、繰り返しになりますが、今日の皆さんのご報告には興味深い点が多くありました。まず78歳でも資格、試験に合格できるというお話があり励まされました。

ともかく、きょう、最後に一つだけですけれども、私、医療の学会に参加させてもらっているんですね、20年ぐらい。先週も、ちょっと集中医療学会という所へ行ってきたんですけれども、医学の学会は、お医者さんと看護師さんが来るんですね。日本の学会の話で、普通のという言葉がいいのかどうか分からないんですけど、開業医の方が来るんですよ。それぞれ、医局やなんかの制度とのつながりがあるからだと思うんですけれどもね。だから、全国からそうやって集まってくるわけです。その分野において一番、進んでいる研究は何なのかということをお聞きにくるんですね。もちろん、同窓会的な雰囲気もあると思うんですけれど。

日本においては、私が知っているような法律の学会では、裁判官は来ません。1人だけ加藤新太郎さんというちょっと面白い裁判官がおられて、学会にも熱心に来られていました。でも、本当にいい意味で、変わり者だといわれているわけです。弁護士さんも来ないですよ。検察官はもちろん来ない。このように法律の学会は、医療の学会と違って、実務家が参加することがきわめて少ないのです。実務とこれだけ離れていて、本当の意味で社会にある法という話ができるのかどうかという、そういうことも別に高齢者法という分野でなくてもいいんですけれども考えてみる必要があります。ただ、新規あるいは新奇な分野である高齢者法というところで、その問題点がより明確に出てくるようだと、そこにも高齢者法の意義ありということになる可能性もあります。それがどうなっていくかということをお

皆さんと一緒に、できれば私も生き延びて見届けたいと思っております。

きょうはいろんな所から、遠くから、オンラインという形でこういう試みに参加していただいて、本当に深く感謝しています。

金 樋口先生、ありがとうございました。それでは、本日のプログラムは以上となります。改めまして、本日ご講演いただいた先生がた、ご参加の皆さま、ありがとうございました。